

## 「小さなお店応援チケット<第2弾>」取扱店募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内の小規模事業者（一部条件を満たす中小企業者を含む）と交通事業者の経営及び市民の家計を支援することを目的に、小さなお店応援チケット<第2弾>（以下「チケット」という。）を発行する本事業において、チケットの取扱事業者を募集する。

### 1.対象者

市内に店舗や事業所等がある、「小規模事業者」及び「箕面商工会議所会員または箕面市商店会連合会に加入する中小企業者」が対象となります。

	中小企業者 ※どちらかに該当する		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下 (宿泊業及び娯楽業は20人以下)
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下	20人以下

ただし、以下の事業者は対象外です。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、また暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の行うもの
- ・法令または公序良俗に反するもの

### 2.申請方法

#### 【継続事業者様】

小さなお店応援チケット<第1弾>（令和3年4月1日～6月30日）において、既に取扱店登録いただいている事業者につきましては、お送りしました「取扱店事業者継続確認書」をご確認のうえ、必要項目等を記入し郵送・持参・FAX・メールのいずれかの方法でお申込みください。

※7月4日（日）までにご提出いただいた場合は、チケット販売時に購入者に配布する「チケット取扱店舗一覧」に掲載します。なお、7月4日（日）以降も随時申請の受付を行い、小さなお店応援チケット専用ホームページ上にて店舗一覧に掲載いたします。

#### 【新規登録事業者様】

※チケット取扱店として登録を希望される方は、同封の登録申込書に必要事項を記入し、郵送・持参・FAX・ネット申込のいずれかの方法で、令和3年7月11日（日）までに箕面商工会議所へご提出ください。

※ネット申込 URL <https://news.minoh.net/chiisanaomiseouen2/touroku>

※登録申請書等は箕面商工会議所ホームページからもダウンロードできます。

※店舗等が複数ある場合は、店舗毎にお申込み下さい。

※7月11日（日）までにご提出いただいた場合は、チケット販売時に購入者に配布する「チケット取扱店舗一覧」に掲載します。なお、7月11日（日）以降も随時申請の受付を行い、小さなお店応援チケット専用ホームページ上にて店舗一覧に掲載いたします。

### 3. 小さなお店応援チケット<第2弾>の概要

- チケット販売対象者 箕面市在住のかた
- 販売方法 箕面商工会議所の指定する窓口にて販売します。(事前申込方式)
- 販売期間 令和3年9月1日(水)～令和3年12月31日(金) ※なくなり次第終了
- チケットの販売パターン (4パターン)

券種	① レギュラー商品券 (小さなお店応援チケット<第1弾>と同じ)	②③ バス乗車券付商品券 (2パターン)	④ タクシーチケット付商品券
内容	<商品券> 1冊あたり6,000円分 (額面500円×12枚)	<商品券> 1冊あたり2,500円分 (額面500円×5枚)	<商品券> 1冊あたり2,500円分 (額面500円×5枚)
		② 阪急バス 1日乗車券1枚 (1枚810円×1枚)	③ ゆずるバス 1日乗車券2枚 (1枚440円×2枚)
販売価格	5,000円	2,000円	2,000円
発行冊数	2万冊(1億2000万円分)	②③各1,000冊 合計2,000冊(669万円分)	④2,000冊(700万円分)

### 4. 取扱事業者の業務

- 取扱事業者は、5に示すチケットの使用可能期間内にチケットを持参した方に記載金額に相当するサービスの提供を行ってください。額面に満たない場合でもお釣りを支払うことはできません。
- チケットを受領した場合は、使用済みであることを明示するために、券裏面の取扱店欄に店名をインク(ボールペン等)にて記入するか、押印してください。チケットは切り取り線でスマ切りし、切り取った部分は事業が終了するまで保管しておいてください。また、チケットは換金手続きをスムーズに行うため、1枚ずつ切り離しておいてください。

### 5. 小さなお店応援チケット<第2弾>使用可能期間

- 令和3年9月1日(水)～令和3年12月31日(金)  
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、使用期間を変更する可能性があります。

### 6. 換金請求手続

- 取扱事業者は、箕面商工会議所が指定する方法・場所に使用済みチケットを送付し換金請求してください。
- 換金にかかる受託事業者が換金請求書を受領してから、事前に登録された金融機関預金口座に2週間程度で振込をします。
- 換金請求は、当月分を翌月に請求することを基本とし、令和3年10月1日(金)から令和4年2月28日(月)までの期間に行うものとします(必着)。期限を過ぎての換金はできません。
- ※記載事項は今後変更になる可能性がありますのであらかじめご了承ください。詳細については、取扱店として登録後に交付します「取扱店の手引き」にてご確認ください。

## 7. 小さなお店応援チケット<第2弾>で販売できない商品、サービス

次に掲げる商品、サービスは販売することはできません。

- 不動産や金融商品等、明らかな資産形成を目的としたもの
- たばこ
- 換金性の高いもの（商品券、プリペイドカード、図書カード、切手、官製はがき、印紙等）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 国税、地方税や使用料の公租公課、公営ギャンブル
- 車検の法定費用の支払い
- 通販の支払い など

## 8. 登録の取り消し等

箕面商工会議所は、取扱事業者がこの要項の各事項及び下記責務に違反があるときは、換金の拒否、取扱事業者の取り消しを行うことができます。

〈取扱事業者の責務〉

- 配布する取扱事業者を示すステッカー等を消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示してください。
- 通常の注意を持ってすれば偽造されたものと判別できる等の不正チケットの受け取りは、取扱事業者の責任となりますので十分注意してください。また、その種の事案が発生した場合は、すみやかに箕面商工会議所まで連絡してください。
- チケットの受け取りを拒むことはできません。
- チケットの金銭への交換、譲渡、及び売買を行うことはできません。
- 登録申込書には正確な情報を記載してください。
- その他、箕面商工会議所からの指示を遵守してください。

## 9. 取扱店の PR

箕面商工会議所は、登録申込書に記載された内容に基づき、ホームページ等に掲載することにより取扱店の PR を行います。

お問い合わせ先・登録申込書提出先 箕面商工会議所 住所 〒562-0003 箕面市西小路3-2-30 TEL 072-721-1300 FAX 072-721-1305
--